明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校法人会計基準の一部を改正する省令（**文部科学**一五）　一
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一三八八）　二〇
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**一三八九）　三
○広島ヘリポートの施設について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**四五九）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　三
特殊法人等
弁理士登録、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任・地方公務員共済組合連合会関係　元
会社その他　三
会社決算公告　元

省令

○文部科学省令第十五号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十二日

文部科学大臣　下村　博文

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「消費収支計算及び消費収支計算書」を「事業活動収支計算及び事業活動収支計算書」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十七条―第三十九条」に、「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第四条第一号中「及び」を「並びに」に改め、「次に掲げる内訳表」の下に「及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書」を加え、同条第二号中「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に、「消費収支内訳表」を「事業活動収支内訳表」に改める。

第二章中第十四条の次に次の一条を加える。

（活動区分資金収支計算書の記載方法等）

第十四条の二　活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一　教育活動

二　施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三　資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2　活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

「第三章　消費収支計算及び消費収支計算書」を「第三章　事業活動収支計算及び事業活動収支計算書」に改める。

第十五条の見出し中「消費収支計算」を「事業活動収支計算」に改め、同条中「消費収入及び消費支出の内容及び」を「次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の」に、「消費収支計算を行なう」を「事業活動収支計算を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

一　教育活動

二　教育活動以外の経常的な活動

三　前二号に掲げる活動以外の活動

第十六条の見出し中「消費収支計算」を「事業活動収支計算」に改め、同条第一項中「消費収入」を「事業活動収入」に改め、「帰属収入（」及び「いう。以下同じ。）を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額を控除して」を削り、同条第二項中「消費支出」を「事業活動支出」に改め、同条第三項中「消費収支計算は」を「事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに」に、「消費収入と消費支出」を「事業活動収入と事業活動支出」に、「行なう」を「行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行う」に改める。

第十七条中「消費収支計算を行なう」を「事業活動収支計算を行う」に改める。